

診療報酬に対する院内掲示について

小児かかりつけ診療料

「小児かかりつけ診療料」とは、病気の診療だけでなく発達相談や健康管理などを通して医療機関が子育てをサポートするために「お子様もかかりつけ医を持ちましょう」という国の制度です。ワクチン等を含めて当院を4回以上受診したことのある、現在6歳未満(未就学児)のお子さんが対象になります。当院では、当院を継続して受診され、同意された患者さんに、小児科の「かかりつけ医」として、次のような診療を行います。

- ・急な病気の際の診療や、慢性疾患の指導管理を行います。
 - ・発達段階に応じた助言・指導等を行い、健康相談に応じます。
 - ・予防接種の接種状況を確認し、接種の時期についての指導を行います。また、予防接種の有効性・安全性に関する情報提供を行います。
 - ・発達障害の疑いがある患者さんの診療及びご相談に対応します。必要に応じて専門医療機関をご紹介します。
 - ・育児不安等のご相談にも適切に対応します
 - ・「小児かかりつけ診療料」に同意する患者さんからの電話等による問い合わせに対応します。
- 休診日や夜間等のため当院がやむを得ず対応できない場合などには、提携医療機関や、こども急病電話相談にご相談ください。

患者さん・ご家族へのお願い

- * 緊急時など、他の医療機関を受診した場合には、次に当院を受診した際にお知らせください。他の医療機関で受けた投薬なども、お知らせください。
- * 健康診断の結果や、予防接種の受診状況を定期的に確認しますので、受診時にお持ちください。(母子健康手帳に記載されています。)

外来感染対策向上加算

患者様やご家族、当院のスタッフ、その他来院者などを感染症の危険から守り、安全に過ごしていただくため、感染防止対策に積極的に取り組んでいます。感染防止のため、患者様にはご不便をおかけすることもあるかと思いますが、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

- 受診歴の有無にかかわらず、発熱その他の感染症を疑わせる疾患(インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など)の外来診療に対応します。
そのため、必要に応じ感染症の疑われる患者様を専用の診療スペース、待機スペース、移動導線を確保して対応します。
- 院内感染マニュアルを作成し、院内感染管理者(院長)を中心に、クリニック全体で感染対策に取り組めます。
- 院内感染対策の為の研修会を実施し、スタッフ全体で情報共有し院内感染対策に取り組

んでいます。

- 抗菌薬の使用について厚生労働省のガイダンスに則り、適正に使用しています。
- 院内感染対策について、日本生命病院や西区医師会との感染対策連携を取り、情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めています。

発熱患者等対応加算

外来感染対策向上加算の届出をしており、発熱、呼吸器症状、発疹、消化器症状、その他感染症を疑わせる症状を呈する患者様を受け入れ、適切な感染防止対策を講じた上で診療を行っています。

連携強化加算

感染症の発生状況、抗菌薬の使用状況等を市民病院はじめ他の医療機関に報告・連携を行っています。

医療情報取得加算

この加算は、「オンライン資格確認を導入している医療機関の外来において、患者の薬剤情報や特定検診情報等の診療情報を活用して質の高い診療を実施する体制を評価するもの」として位置づけられており、当院では以下の体制を有しています。

- ・オンライン資格確認を行う。
- ・受診歴、薬剤情報、特定検診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行う。

医療 DX 推進体制整備加算

当院は医療 DX を通じた質の高い診療提供を目指しております。

- ・オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して、診療を実施しています。
- ・マイナ保険証の利用を促進し、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ・電子処方箋や、電子カルテ情報共有サービスの導入を検討しています。

外来ベースアップ評価料

令和6年度診療報酬の改定における、医療従事者の賃上げ促進を当院も実施しています。企業全体で賃上げが進む中、医療現場で働く職員の賃上げを行い、人材確保に努め、医療の質を向上させるための取り組みの一貫として国が導入したものとなっております。

明細書発行体制等加算

領収書発行の際に、個別の診療報酬算定がわかる明細書を無料で発行しています。

一般名処方加算について

保険薬局において銘柄によらず調剤できることで対応の柔軟性を増し、患者さんに安定的に医薬品を提供する観点から、当院では一般名処方を行っております。

薬剤の一般的名称を記載する処方箋を交付する場合には、医薬品の供給状況等や、令和6年10月より長期収載品について医療上の必要性があると認められない場合に患者の希望を踏まえ処方等した場合は選定療養となること等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者様に十分に説明いたします。